# 社会福祉法人松業福祉会定款

## 第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者 の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の 尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次 の社会福祉事業を行う。
- (1) 第二種社会福祉事業
  - (ア) 幼保連携型認定こども園の経営
  - (イ) 一時預かり事業
  - (ウ) 地域子育て支援拠点事業

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人松葉福祉会という。

#### (経営の原則)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の子育て世帯を支援するため、 無料又は、低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県福島市鎌田字沢田39番1に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員を7名置く。

#### (評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名以上の合計3名以

上で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営に ついての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員会に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ただし、外部委員1名以上が出席し、かつ、外部委員1名以上が賛成することを要する。

#### (評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する 定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は第5条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

## (評議員の報酬等)

第8条 評議員は無報酬とする。ただし、業務を執行するために要する費用の弁償については、役員の報酬等の規定により支給することができるものとする。

## 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

- 第10条 評議員会は、つぎの事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分
- (6) 社会福祉充実計画の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

## (招集)

第12条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

## (決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く評議員3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

#### (役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

#### (役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

## (理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行状況を理事 会に報告しなければならない。

## (監事の職務及び権限)

- 第 18 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成 する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

## (役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事の権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

#### (役員の解任)

- 第20条 理事又は監事が、つぎのいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解 任することができる。
  - (1)職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員の報酬等)

- 第 21 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、役員が職員を兼務する場合等具体的な担当業務を有する役員については、就業規則(給与の規程)により給与を支給することができる。
- 2 理事及び監事の業務を執行するために要する費用の弁償については支給することができるものとする。
- 3 給与を受ける役員には、費用の弁償を支給しない。
- 4 前3項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

- 第22条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他重要な職員(以下「園長等」という。)は、理事会において選任及び解任する。
- 3 園長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

#### (構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第24条 理事会は次の職務を行なう。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長の選定及び解職

## (招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

- 第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものにか ぎる。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたとき(監事が当該提 案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第27条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

#### (資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 福島県福島市鎌田字沢田 39番1の土地 698.97平方メートル、39番7の土地 9.07平 方メートル
- (2) 福島県福島市鎌田字沢田 39番1所在の園舎鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建、1階 376.93平方メートル2階 366.32平方メートル
- (3) 福島県福島市鎌田字沢田38番1所在の園舎鉄骨造陸屋根平家建322.81平方メートル
- (4) 福島県福島市郷野目字上 14 に所在の園舎鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建、1 階 432.40 平方メートル 2 階 381.02 平方メートル

- (5) 福島県伊達郡桑折町字東段 30番地4に所在の園舎木造合金メッキ鋼板平屋建 1821.11平方メートル
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

- 第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の 承認を得て、福島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に は、福島市長の承認は必要としない。
  - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
  - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行 う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設 整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融 機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

#### (資産の管理)

- 第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な 有価証券に換えて保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決 を経て、株式に換えて保管することができる。

## (事業計画と収支予算)

- 第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記録した 書類については毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受 けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に該当会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業計画及び決算)

- 第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長がつぎの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3)貸借対照表
  - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の認定を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び6号の書類については、

定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、つぎの書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款の主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

## (会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしよ うとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解 散

#### (解 散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散 事由により解散する。

## (残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

#### (定款の変更)

- 第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、<u>福島県知事</u>の認可 (社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除 く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を<u>福</u> 島県知事に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人松葉福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、 新聞又は電子公告に掲載して行う。

#### (施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、 この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 小松 良行

理事 小松 法子

IJ 瀬戸紀六郎

伊深 康司

斎藤 直之

IJ

古山 次雄

南場 芳夫 監事

中村満利子

この定款は、福島県知事の認可の日(平成16年10月21日)から施行する

附則

平成17年3月26日から任期が開始した役員の任期は、この定款第6条1項の規定にか かわらず平成18年5月31日までとする。

附 則

- この定款の変更は、福島県知事の認可があつた日(平成18年6月9日)から施行する。 附則
- この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成22年3月31日)から施行する。
- この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日(平成23年2月3日)から施行する。 附則
- この定款の変更は、平成24年5月12日から施行する。

- この定款の変更は、福島市長の認可のあった日(平成25年4月24日)から施行する。 附則
- この定款の変更は、福島市長の認可のあった日(平成27年8月17日)から施行する。 附則

この定款の変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条で定める評議員の人数は、平成 32 年 3 月 31 日までの間は「4 名以上」とする。

附則

- この定款の変更は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。 附 則
- この定款の変更は、令和元年9月7日から施行する。 附 則
- この定款の変更は、令和7年3月26日から施行する。